

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7（2025）年 5 月 12 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1-7 ORE 札幌ビル 7 階
札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課歯科保健担当係
（電話 011-211-3516）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和 7（2025）年度札幌市成人歯科健診受診券ハガキ印字圧着業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8（2026）年 2 月 26 日まで。
- (4) 納入場所 札幌中央郵便局（札幌市中央区北 6 条東 1 丁目 2-1）
- (5) 入札方法 成果物 1 件あたりの単価で行う。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（1 円未満 2 桁まで記載してよい）に当該金額の 10％に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「製造業」、中分類「出版・印刷業」、または大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者でプライバシーマーク又は I S M S 認証を取得している者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 次の要件をすべて満たす者であること

- ア 市内に事業所を持ち、かつ自社設備での作業が可能である者であること。
- イ 告示日を起点とした過去３年間に於いて、本市またはその他官公庁が発注した類似業務に係る実績を有している者

4 入札書の提出方法等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の公布場所及び問い合わせ先
上記１に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法
入札説明書は上記１の場所にて交付する他、札幌市公式ホームページ
<https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/keiyakujoho/ippankyoso.htm>
１から入手可能とする。
- (3) 入札書等の受領期限
令和 7（2025）年 5 月 23 日（金）17 時 15 分（送付の場合は必着のこと）
※本案件は紙入札で行うため、電子での参加申請は行わない。
- (4) 開札の日時及び場所
日時：令和 7（2025）年 5 月 26 日（月）14 時 00 分
場所：札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1－7 ORE 札幌ビル 7 階
札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課歯科保健担当係

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、予定数量に契約単価を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法
ア 落札者の決定
札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。